

建物等の解体工事における最低制限価格の導入について

平成29年3月30日

駒ヶ根市総務部財政課

当市では公共工事の品質確保を図る観点から、国土交通省の基準に準じて「低入札価格調査制度」を導入し、適正価格での契約を推進しているところです。

制度導入からこれまで、建物等の解体工事につきましては、品質確保の必要性がないことから制度の対象としていませんでした。

しかし、解体工事に関し極端な低価格による契約により不当な処分等が行われる恐れがあること、またダンピング受注の防止を目的に、平成29年4月1日より建物等の解体工事の入札に際し、最低制限価格を下記の算定方法により適用します。

(1) 建物等の解体工事における最低制限価格の算定方法

算 定 式	次に掲げる額の合計額とする。
	1. 直接工事費
	① 廃材運搬・処分費の合計額に10分の10を乗じて得た額
	② ①を除く直接工事費の額に10分の3を乗じて得た額
	2. 共通仮設費の額に10分の7を乗じて得た額
3. 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額	
4. 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額	

(2) 適用時期

平成29年4月1日以降に入札公告する建物等の解体工事から適用